

労働運動委員会ニュース

No. 220 2019年1月30日

発行責任者 宮川 敏一
 東京都千代田区神田神保町 2-10 三辰工業ビル 3階
 TEL (03) 6380-9960 FAX (03) 6380-9963
 E-mail miyakawa@sinsyakai.or.jp

労働運動委員会学習交流会

2月16日(土) 開会10:30

神保町区民館 (3F・A室)

◆テーマ「労働運動の成果と課題」

- 19年労働運動の提言
- 次代を担う青年労働者の発言
- 労働運動を躍進させるユニオン

経労委報告の骨子

◆賃上げは多様な選択肢から検討すべき。 賃上げと総合的処遇改善は車の両輪。 ※成果主義を押し付ける。一律に賃上げ だけを決めつけるなど指摘する。
◆収益が安定的に拡大する企業は ベアも選択肢 ※限られた企業を強調
◆月例賃金の引き上げにこだわる連合方針 は、多様な処遇改善と逆行する。 ※「成果なきところに賃上げなし」を多様な 方法で切り捨てる。経団連の考え 本流と決めつける。
◆デジタル革新が労働者を解放する可能性 を解く。AI合理化を押し付ける。 ※AI合理化を押し付ける。
◆女性や高齢者の活躍と外国人労働者の 受け入れの強調 ※新たな人材として位置づけ、安い 人件費の雇用を狙う。

〈19春闘〉経労委報告 官製春闘阻むもベア否定を強調

経団連は、19年経労委報告を1月22日に発表した。報告では、冒頭から基本給を底上げするベアの表現を後退させ、ベア否定を明確にした。19春闘は、14年から続けてきた「官製春闘」の動きを弱めようと、企業側の自主的に賃上げを強調しつつも、ベアの回避を鮮明にした。安倍首相は昨年末に「賃上げをお願いしたい」と述べたが、経団連は、「官製春闘の圧力」は弱まったとみた。

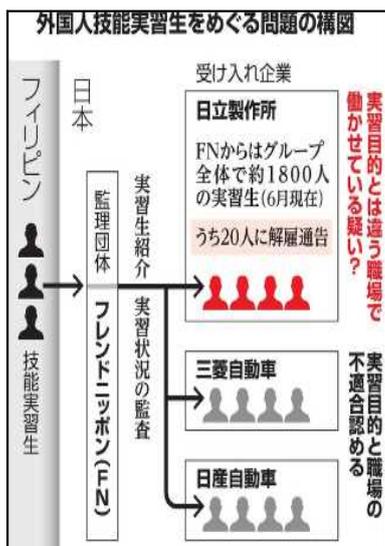
変化の背景には経団連に就いた中西宏明会長の「官製春闘」嫌いがあり、政府側は後退した。「賃金の引き上げは、政府に要請されて行うものではない」と記し、企業の自主性を強調した。春闘は「闘争」ではなく個々交渉を通したパートナーシップを育てるのが労使の役目と決めつける。生産性基準原理を盾に、成果のない賃上げはしないと言いきる。

技能実修生制度で悪さをやめない大企業

日立に続き三菱・パナも法律違反発覚

外国人技能実習生に対して実習計画を逸脱した作業をさせたり、従業員に違法な長時間労働をさせたなど、日本の大企業の法律違反が続出している。法務省と厚生労働省は1月25日、先の日立に続き三菱自動車（東京都港区）とパナソニック（大阪府門真市）など4社の実習生計136人の計画認定を取り消した。各社は5年間、実習生の新規受け入れができなくなる。せっかく借金を背負って来日した技能実習生たちは、正当な仕事に就けず帰国に追い込まれている。三菱自は昨年5月、岡崎

製作所（愛知県岡崎市）で溶接作業を学ぶため受け入れていたフィリピン人実習生に部品組み立ての作業をさせていたと公表。「現場担当者の認識違い」としていたが、入管や監督期間機関が立ち入り調査したところ、そもそも全員分の溶接作業を行える設備がなかったことが判明した。三菱重工の確信犯が判明した。これほどまで法律を無視する大企業に外国人労働者受入れの資格はない。潜在的違反は溢れている。偽装請負などで、現地送り出し機関と日本の監理団体、企業が搾取目的に本来と異なる作業をさせる。農家などに丸投げして、実習資格を失わせ、発覚すれば解雇。人権が全く守られていない。



三菱自は昨年5月、岡崎製作所（愛知県岡崎市）で溶接作業を学ぶため受け入れていたフィリピン人実習生に部品組み立ての作業をさせていたと公表。「現場担当者の認識違い」としていたが、入管や監督期間機関が立ち入り調査したところ、そもそも全員分の溶接作業を行える設備がなかったことが判明した。三菱重工の確信犯が判明した。これほどまで法律を無視する大企業に外国人労働者受入れの資格はない。潜在的違反は溢れている。偽装請負などで、現地送り出し機関と日本の監理団体、企業が搾取目的に本来と異なる作業をさせる。農家などに丸投げして、実習資格を失わせ、発覚すれば解雇。人権が全く守られていない。

郵政20条裁判(大阪高裁判決・西日本) 格差で新基準 納得できず上告

東京高裁判決(東日本裁判)に引き続き、1月24日大阪高裁(西日本裁判)で判決があった。非正規社員8人が、手当や休暇制度について正社員と格差があるのは違法として、計約4200万円の支払いなどを求めている。控訴審判決は、一部の手当などの格差を違法と判断、計約430万円の賠償を命じた。年末年始勤務手当などについて、契約社員の雇用期間が5年を超えるかどうかで判断する新基準を示した。



一番の大阪地裁判決の一部を変更し、賠償額を増額した。一方、一番が同種訴訟で初めて違法と判断した扶養手当の格差については「契約社員は原則として短期雇用が前提」などとして退けた。弁護団は5年基準も不服としており、上告をした郵政20条裁判は、これで東と西で最高裁に上告され、格差は正の声は一段と高まった。

郵政20条裁判の地裁・高裁判決

手当と休暇	東京地裁	大阪地裁	東京高裁	大阪高裁
住宅手当	6割支給	10割支給	10割支給	10割支給
年末年始勤務手当	8割支給	10割支給	10割支給	10割(5)
扶養手当	請求せず	10割支給	請求せず	×
夏季・冬季休暇	○	請求せず	○	○(5)
有給の病欠休暇	○	請求せず	○	○(5)
早出勤務等手当	×	×	×	×
祝日手当	×	×	×	○(5)
夜間特別勤務手当	×	×	×	×
夏季年末手当	×	×	×	×
外務業務手当	×	×	×	×
業務精通手当	×	×	×	×

※大阪高裁欄の(5)は、契約期間が5年を超える社員

国会開会日の行動に450人

1月28日は国会開会日。12時、議員会館前に450人の市民・労働者が集まり、声を上げた。



勤労統計のウソでアベノミクスを底上げた 18年6月分3・2%から2・8%下方修正

自民党の森山裕国会対策委員長は26日、厚労省の「毎月勤労統計」をめぐり不正調査について、「今回はさほど大きな問題は無い」との反省もなく、安倍政権の本音が表れた。

「今回の不正調査について、今回はさほど大きな問題は無い」との反省もなく、安倍政権の本音が表れた。



今回の問題点
大きな事業所がなくなり、平均給与額が低く算定された
雇用保険などの給付額は平均給与額に基づき決まるので、過少給付になる 出典 毎日新聞

分の調査結果を修正した。18年1〜11月の現金給与総額(名目賃金)の伸びはこれまでの公表値に比べて、最大で0・7ポイント下方修正となった。毎月勤労統計は働く人の1人あたりの平均賃金や労働時間などを調べる。500人以上の事業所はすべて調べることにしているが、厚労省は04年から約1400ある東京都分を1/3しか調べていなかった。従業員数の多い大企業の賃金は中小企業に比べ高い。多くの大企業が調査対象から抜け落ちていたため、これまで公表してきた統計の賃金額は本来より低くなっていた。

これまでの公表値を0・150・7ポイント下方修正した。18年調査で名目賃金の伸びが最も高かったのは18年6月で、3・3%と21年ぶりの高水準だった。しかし、再集計した結果は2・8%で、0・5ポイントの下方修正になった。